

議案第 27 号

三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり定める。

平成 28 年 2 月 19 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例

三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例付則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。